

## 令和6年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、町会等が行う、カラス被害等によるごみの散乱防止のためのごみ集積ボックス等の新たな設置及び更新並びに修繕加工を促進し、もって鳥獣被害の防止及び景観の維持を図るため、令和6年度予算の範囲内において、弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ集積ボックス 次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
  - ア 箱型（折り畳み可能なものを含む。）のものであること。
  - イ 一般家庭から排出されたごみを市による収集前に一時的に貯留するために設置されるもので、利用世帯のごみが収集できる大きさのものであること。
  - ウ 市が行うごみの収集に支障のない場所に設置されるもので、設置者又は利用者の責任により適正に管理されるものであること。
  - エ 木製、金属製等の強固なもので、雨、風、雪等に強く耐久性があり、景観を損ねないものであること。
  - オ ごみの散乱及び鳥獣被害を防止する構造を有し、ごみを出し入れする扉等があるものであること。
  - カ 二世帯以上で利用するものであること。
- (2) 折り畳み式ごみ収納枠 次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
  - ア 折り畳み可能な枠形状のものであること。
  - イ 一般家庭から排出されたごみを市による収集前に一時的に貯留するために設置されるもので、利用世帯のごみが収集できる大きさのものであること。
  - ウ 市が行うごみの収集に支障のない場所に設置されるもので、設置者又は利用者の責任により適正に管理されるものであること。
  - エ 金属、ガラス繊維等で骨組みが作製されたもので、雨、風、雪等に強く耐久性があり、景観を損ねないものであること。
  - オ ごみの散乱及び鳥獣被害を防止する構造を有し、ごみを出し入れする扉等があるものであること。
  - カ 二世帯以上で利用するものであること。
- (3) ごみ集積ボックス等 ごみ集積ボックス及び折り畳み式ごみ収納枠をいう。
- (4) 修繕加工 ごみ集積ボックス等について、現状より効用を高めるように加工するこ

とをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、ごみ集積所を設置し、及び管理するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町会
- (2) 集合住宅の所有者
- (3) 近隣の世帯による任意の団体
- (4) 宅地開発した分譲地の管理者
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者がごみ集積ボックス等を新たに設置し、若しくは更新し、又は修繕加工をする事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。この場合において、ごみ集積ボックス等を新たに設置し、又は更新するときは、1補助事業者あたりの年度内申請上限基数を、ごみ集積ボックスについては5基まで、折り畳み式ごみ収納枠については20基までとする。

- (1) ごみ集積ボックス等の購入費又は修繕加工費
- (2) 自らごみ集積ボックス等を作製し、又は修繕加工する場合の材料費

2 次に掲げるものは補助金の交付の対象とならないものとする。

- (1) 送料、設置費、運搬費
- (2) 交付決定前に着手した事業に要した経費
- (3) その他市長が補助対象経費として認めない経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額以内の額（100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

- (1) ごみ集積ボックスを新たに設置し、又は更新する場合 1基ごとに補助対象経費の実支出額（更新する場合であって、従前使用していたごみ集積ボックス等を処分したことにより収入があったときは、当該収入を控除した額。次号において同じ。）の合計額の2分の1に相当する額又は120,000円のいずれか少ない額
- (2) 折り畳み式ごみ収納枠を新たに設置し、又は更新する場合 1基ごとに補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額又は25,000円のいずれか少ない額
- (3) ごみ集積ボックスの修繕加工をする場合 1基ごとに補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額又は50,000円のいずれか少ない額
- (4) 折り畳み式ごみ収納枠の修繕加工をする場合 1基ごとに補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額又は10,000円のいずれか少ない額

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和6年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 購入若しくは作製又は、修繕加工に係る経費の内訳が確認できる書類(見積書等)
- (2) 設置予定場所の写真及び配置予定図
- (3) 修繕加工の場合は修繕加工前の状態が分かるもの
- (4) 補助事業者の要件を満たすことが分かるもの(町会の場合を除く。)

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、令和7年1月31日とする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金事業変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために物品の購入等をする場合は、市内業者(市内に本店を有するものに限る。以下同じ。)に発注するものとする。ただし、自らごみ集積ボックス等を作製し、又は修繕加工をするときは、市内所在業者(市内業者及び市内に支店、営業所等を有するものをいう。以下同じ。)に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者又は市内所在業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書(様式第3号)を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和6年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和6年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第6号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (2) 適正に設置されたことを証する写真
- (3) 修繕加工の場合は、修繕加工後の状態が分かる写真

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和6年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）とする。

(財産の管理及び処分)

第12条 規則第20条ただし書の規定により財産処分の制限を受ける期間は、実績報告書を市長に提出した日から起算して、次に掲げる期間を経過するまでの期間とし、補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加したごみ集積ボックス等（以下「対象設備」という。）を次に定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。ただし、次に掲げる期間を適用することが適当でない場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

- (1) ごみ集積ボックス 10年
- (2) 折り畳み式ごみ収納枠 5年

2 補助事業者は、前項に定める期間内に対象設備が使用不能な程度破損し、又は滅失したときは、令和6年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金に係る財産破損届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の財産破損届を提出し、天災地変その他補助事業者の責めに帰さない理由による破損又は滅失であると市長が認めたときは、第1項に定める期間の制限を受けないものとする。

4 補助事業者は、第1項に定める期間の制限を受けている間に対象設備を処分するときは、令和6年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 補助事業者は、前項の承認を受け、対象設備を処分したことにより収入があったときは、令和6年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金に係る財産処分による収入金報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、

その収入の全部又は一部を市に返還させることができる。

(補助金の請求等)

第13条 補助金の請求は、令和6年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金請求書(様式第11号)を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。